

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年第13回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年12月24日(木)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時50分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：19人)			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	14	大塚 房男
		5	萩原 勝	15	飯島 優子
		6	池上 茂	16	高橋 公彦
		7	川鍋 浩之	17	伊藤 弘子
		8	岡本 勉	18	栗原 健次
		9	横井 貞夫	19	齋藤 千松
		10	福山 裕司		
	事務局	(出席人数：5人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ	
農地振興担当主事 加藤 祐一					

次第及び公開、一部公開、非公開の区分	<p>日程1 農地法第3条(委員会):公開 日程2 農地法第4条(知事):公開 日程3 農地法第5条(知事):公開 日程4 農地法第5条事業計画変更申請:公開 日程5 租税特別措置法適格者証明:公開 日程6 春日部市農用地利用集積計画の決定について:公開 日程7 農用地利用配分計画に関する意見について:公開 日程8 春日部市農用地利用集積計画の決定について:公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当: <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当: <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当: <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当:</p>								
配布資料	<p>次第、総会資料</p>								
会議録の作成方法	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1081 627 1149">議席番号</th> <th data-bbox="627 1081 1442 1149">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1149 627 1227">4</td> <td data-bbox="627 1149 1442 1227">新井 久義</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1227 627 1305">5</td> <td data-bbox="627 1227 1442 1305">萩原 勝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1305 627 1373">6</td> <td data-bbox="627 1305 1442 1373">池上 茂</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	4	新井 久義	5	萩原 勝	6	池上 茂
議席番号	委員氏名								
4	新井 久義								
5	萩原 勝								
6	池上 茂								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2020年第13回総会を開会いたします。本日は、在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告願います。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前の運営委員会で</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の取得斡旋について(依頼) (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について (3) 芦橋の農地の利用について (4) 春日部市農用地利用集積計画の決定について(回答)(中間管理権) (5) 農用地利用配分計画に関する意見について(回答)(中間管理権) (6) 春日部市農用地利用集積計画の決定について(回答) <p>について協議しました。</p>
議長	<p>次に、春日部市都市計画審議会について山崎委員より報告願います。</p>
山崎委員	<p>12月23日の春日部市都市計画審議会において、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地地区の変更について (2) 道路の変更について <p>について協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条(委員会)」 1議案7件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条(知事)」 1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条(知事)」 1議案6件</p> <p>日程4 議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請」 1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号「租税特別措置法適格者証明」 1議案1件</p> <p>日程6 議案第6号中間管理事業に伴う「春日部市農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>日程7 議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」</p>

日程 8 議案第 8 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」となります。

なお、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」の申請番号 5 6 番は、議案書送付後に取下げとなったため、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。

次に、議案第 8 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 0 1 番は、春日部市長より、修正依頼があったため、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。

次に、会議規則第 3 5 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。

それでは議席番号 4 番 新井 久義委員
5 番 萩原 勝委員
6 番 池上 茂委員

を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議規則第 1 0 条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。

日程 1 議案第 1 号、「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。

おはかりいたします。本案につきましては、申請番号 5 3 番については、議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長

異議なしと認めます。申請番号 4 8 番、5 1 番、5 2 番、5 4 番、5 5 番、5 7 番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」許可申請が 7 件あったので、審議を求めます。議案書の 1 頁をご覧ください。

申請番号 4 8 番について、詳細は議案書のとおり。第 1 1 回総会からの継続審議案件です。世帯構成員に、農地法第 3 条の許可を取得せずに、耕作している農地が有るため、1 1 月 3 0 日に代理人からききとりを実施し、別紙書面により書類が提出されました。その後、1 2 月 1 1 日に改選後の農業委員から引き継ぎを行い、その内容の調査をいたしました。一定の調査期間が必要と考えます。調査内容につきましては、当該世帯員から提出された書類の内容が事実相当であるかの調査となります。当面は 1 月 1 2 日までの調

査を行うこととなります。なお、12月23日に当該世帯員に確認したところ、その圃場に置かれているコンバインについては、所有者は当該世帯員であるとのことを申し添えます。申請内容は、改めて申し上げますが、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。農地法第3条第2項第1号、6号、7号に該当します。

申請番号51番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づく農地中間管理機構による農地売買等事業となります。公益社団法人埼玉県農林公社から譲受人について照会があり、現地調査を実施し、所有農地等について、問題ないと報告を受け、農林公社あてその旨を報告しました。そのため、この度の3条申請に至りました。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号52番について、詳細は議案書のとおり。農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づく農地中間管理機構による農地売買等事業となります。公益社団法人埼玉県農林公社から譲受人について照会があり、現地調査を実施し、所有農地等について、問題ないと報告を受け、農林公社あてその旨を報告しました。そのため、この度の3条申請に至りました。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号54番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。所有地に雑草繁茂地や長年不耕作地があり、農地法第3条第2項第1号、7号に該当します。

申請番号55番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、贈与です。案内図11頁、詳細図は12～15頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号57番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図19頁、詳細図は20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。

よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号48番、51番、52番、54番、55番、57番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号48番について、許可を取得せずに、耕作している農地があるため継続審査となっている案件となります。令和2年12月11日に旧農業委員から引き継ぎ受け、同日、新井推進委員より、上原推進委員、古谷推進委員、田口推進委員、横井農業委員、伊藤農業委員、岡本農業委員、福山農業委員と同行して継続審査となっている農地の現地調査を実施しました。調査内容は、同日、当該世帯員から提出された書類の内容が事実相当であるかの調査となり、一定期間の調査が必要な案件と考えます。そのため、年末と、1月12日に調査をいたします。以上の事から問題ありと報告がありました。

申請番号51番、52番について、大塚推進委員より、遠藤推進委員、市川農業委員、上原農業委員と同行して令和2年12月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号54番について、大塚推進委員より、遠藤推進委員、市川農業委員、上原農業委員と同行して令和2年12月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地については担当地区委員より、保有農地に不耕作地や雑草繁茂地があり、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告がありました。以上の事から問題ありと報告がありました。

申請番号55番について、新井推進委員より、上原推進委員、横井農業委員、伊藤農業委員と同行して令和2年12月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。

以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号57番について、野村推進委員より、田口推進委員、大塚農業委

員、新井農業委員と同行して令和2年12月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長 次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木 宏委員より申請番号48番、51番、52番、54番、55番、57番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号48番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。当該申請は第11回総会からの継続案件であり、担当地区推進委員に意見を求めたところ、世帯員の一人が農地法第3条の許可を取得せずに、耕作している農地があるため、対象農地について引き続き調査が必要な案件と報告がありました。また、事務局の説明の内容を審査し、当該申請については、事前審査委員5人の合議により、一定の期間調査が必要と考え、継続審議とすることと決しました。その内容につきましては、令和2年12月11日付で、当該世帯員から提出された書類の内容が事実相当であるかの調査となります。当面は1月12日までの調査を行うこととなります。

申請番号51番、52番、55番から57番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

申請番号54番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、担当地区外の所有農地について、永年不耕作地や雑草繁茂地があり、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告がありました。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により継続審議とし、申請人から聞き取りを行うことと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号48番、54番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。よって、申請番号48番、54番と、51番、52番、55番、57番を別に審議することに異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号48番を事前審査の報

	<p>告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号48番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。次に、申請番号54番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号54番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。次に、申請番号51番、52番、55番、57番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号51番、52番、55番、57番を許可と決しました。次に申請番号53番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参加できませんので、議席番号3番市川大倫委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)(委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号53番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号53番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づく農地中間管理機構による農地売買等事業となります。公益社団法人埼玉県農林公社から譲受人について照会があり、現地調査を実施し、所有農地等について、問題ないと報告を受け、農林公社あてその旨を報告しました。そのため、この度の3条申請に至りました。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>次に申請番号53番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号53番について、大塚推進委員より、遠藤推進委員、上原農業委員と同行して令和2年12月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地については担当地区委員より、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと</p>

	報告がありました。
議長	次に議席番号1番鈴木宏委員より申請番号53番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号53番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号53番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、「農地法第3条(委員会)について」申請番号53番を許可と決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩)(委員入室)
議長	休憩前に引き続き会議を開会します。 次に日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号15番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第4条(知事)について」、許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の4頁をご覧ください。 申請番号15番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は近隣の廃品回収業を営んでいる個人への貸駐車場及び自ら利用する駐車場です。案内図は21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は雑種地の一部を借りることにより東側の道路に接続しています。被害防除措置としてフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金については、融資資金として融資証明書が添付されています。しかし、借主について、平成29年に資材置場の許可を得た所有地があり、この土地を利用できる可能性があると考えられるため本申請の駐車場の必要性が不明確です。申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり第2種農地と考えられます。

議長	次に、申請番号15番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。
事務局	推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号15番について、岡田推進委員より、石井推進委員、中田推進委員、萩原農業委員、水口農業委員、栗原農業委員と同行して令和2年12月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。
議長	次に議席番号3番市川大倫委員より申請番号15番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号15番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり借主について、平成29年に資材置場の許可を得た所有地があり、この土地を利用できる可能性があると考えため本申請の駐車場の必要性が不明確です。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号15番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号15番を事前審査の報告のとおり不許可相当とし、意見を付して県知事へ送付いたします。
事務局	次に日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号76番から81番について、事務局より説明を求めます。 議案第3号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が6件あったので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。 申請番号76番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、建設資材販売業を営んでいます。転用計画は、業務拡大のため資材置場の設置です。案内図23頁詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。

農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は北東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。しかし、資材置場を拡大する面積について、過大であると考えます。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号77番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、駐車場の移設です。案内図25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側・西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号78番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、下水道本管に接続するために、排水管及び柵の設置です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北東側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書及び添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号79番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、平成31年3月に駐車場で許可を得た土地とあわせて、物流総合効果法に基づく物流倉庫の建築です。案内図29頁、詳細図30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。排水は、排水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明

書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。水路の付替については、河川課と協議中です。総合効率化計画認定について、関東運輸局人申請済です。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号80番について、詳細は議案書のとおり。議案第4号申請番号2番の農地法第5条の許可後の計画変更申請の関連案件となります。当該案件は平成24年11月に第5条の許可となった農地を含むものですが、埼玉県の事務処理要領第5の4の(3)による「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認」が決定されていないことが明らかであり、本申請はその決定後、審査することが望ましいと考えます。なお、農地法施行規則第32条「申請書を送付すべき期間」は、転用面積が30aを超えたときは、申請のあった日の翌日から起算して80日となっております。

申請番号81番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図33頁、詳細図34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。ただし、申請地について許可を取らずにコンクリートブロックが設置がされており、理由書の内容によると事前着工の可能性があります。なお、違反転用事案報告書について、埼玉県知事あて送付する予定です。

議長

次に議席番号3番市川大倫委員より申請番号76番から81番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号76番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり資材置場を拡大する面積について、過大であると考えます。しかし、このことについて

ては、不許可に関する要件とはならないため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。ただし、埼玉県の審査にあたっては、資材置場を拡大する面積の必要性を確認する旨の意見を付すこととしました。

申請番号77番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、石材や木材が置かれ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。しかし、このことについては、不許可に関する要件とはならないため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。ただし、埼玉県の審査にあたっては、申請地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認する旨の意見を付すこととしました。

申請番号78番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

申請番号79番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。しかし、このことについては、不許可に関する要件とはならないため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。ただし、埼玉県の審査にあたっては、申請地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認する旨の意見を付すこととしました。

申請番号80番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。先ほどの事務局の説明のとおり、議案第4号申請番号2番と同時申請されたため「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認」が決定されていないことが明らかであり、本申請はその決定後に審査することが望ましいと考えます。そのため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により継続審議とすることと決しました。

申請番号81番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、申請地について、許可を取らずにコンクリートブロックが設置がされており、事前着工の可能性があります。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員	議席番号 2 番小川です。申請番号 7 6 番について、質問します。土地改良区から何か意見はでておりますか
事務局	豊野土地改良区から発行の支障ない旨の意見書が添付されており、特に意見はでておりません。
議長	ほかに質問ありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号 7 6 番、7 7 番、7 9 番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。次に、申請番号 8 0 番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。次に、申請番号 8 1 番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。 よって、1 件ごとに審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番 8 1 番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、申請番号 8 1 番を事前審査の報告のとおり不許可相当とし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号 8 0 番を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、事前審査の報告のとおり申請番号 8 0 番を継続審査と決しました。なお、継続審査の期間は、農地法施行規則第 3 2 条「申請書を送付すべき期間」の、転用面積が 3 0 a を超えたときは、申請のあった日の翌日から起算して 8 0 日とする。次に、申請番号 7 6 番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、申請番号 7 6 番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見を付して県知事に送付いたします。また、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号 7 7 番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、申請番号 7 7 番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号 7 9 番を許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付するこ

<p>議長</p>	<p>とに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立) 起立全員です。よって、申請番号79番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見を付して県知事に送付いたします。また、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号78番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員起立) 起立全員です。よって、78番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に日程4議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請」について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号「農地法第5条の許可後の計画変更申請について」、申請が1件あったので、審議を求め。議案書9頁をご覧ください。申請番号2番について、詳細は議案書のとおり。平成24年11月に譲渡人が食品工場を建設するために許可となった農地の当初計画の内容を変更するものです。なお、当該農地に新たな区域を加えて第5条の申請を同時にしています。申請理由は、自動車製造販売業を営んでいる譲受人が自動車整備工場の移設です。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。計画の変更については、本来は許可権者において当初計画の実行を促す指導を実施することが望ましいのですが、実施されていないため、今後指導をすべきと考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議席番号4番新井久義委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。先ほどの事務局の説明のとおり、平成24年11月に食品工場を建設するために許可となった農地の当初計画の内容を変更するもので、当該農地に新たな区域を加えて第5条の申請同時にしています。当該変更申請については、事前審査委員5人の合議によりやむを得ないとする事と決しました。なお、本審査にあたっての経過を、説明いたします。事務局の説明によると本申請は平成24年11月に食品工場の目的で農</p>

地転用許可となっています。次に、本件は許可後相当数の年限約8年が経過しています。このことから当初の申請人の義務として遅延による報告書を提出された経緯がありません。また、着工した経緯も見当たりません。次に、こうした場合、許可権者による指導勧告等を行うこととなっていますが、その経緯がありません。以上のことにより、不承認とすることではありますが、令和2年12月17日、事務局が代理人から本申請にかかる経過を確認したところ、埼玉県農林振興センターとの事前の協議を行っていること。また、その際議案第3号申請番号80番を同時に農業委員会へ申請して問題ないとのことでした。新たな申請行為者には何ら問題はなく、申請人の不利益にならないよう、「やむを得ない」決定をしたところです。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり) 質疑等なしと認め、質疑を終結します。

議長 採決にはいります。申請番号2番を事前審査の報告のとおりやむを得ないとすることに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号「農地法第5条の許可後の計画変更申請(知事)」申請番号2番を事前審査の報告のとおり、やむを得ないと意見を付して県知事に送付いたします。また、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。

次に日程5議案第5号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号12番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が1件あったので、審議を求めます。議案書10頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。

申請番号12番について、詳細は議案書のとおり。案内図は37頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。

議長 次に、申請番号12番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号12番について、野村推進委員より、田口推進委員、大塚農業委員、新井農業委員と同行して令和2年12月12日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号4番新井久義委員より申請番号12番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号12番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号12番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第5号「租税特別措置法適格者証明」申請番号12番について証明書を発行することと決しました。 次に日程6議案第6号中間管理事業に伴う「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」議案書11頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めたものです。12月11日まで意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」</p>

	<p>原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に日程 7 議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見」について、議案書 15 頁をご覧ください。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。12 月 11 日まで意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見について」原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に日程 8 議案第 8 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 8 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」、議案書 20 頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。12 月 11 日まで意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>おはかりいたします。本案につきましては、申請番号 113 番、131 番、179 番については、農業委員会会議規則第 10 条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、先に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。申請番号 113 番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号 8 番岡本 勉委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩) (委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 11</p>

	<p>3番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号、申請番号113番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。申請番号131番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号18番栗原健次委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩) (委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号131番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号、申請番号131番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。申請番号179番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号5番萩原勝委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩) (委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号179番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号、申請番号179番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。次に、申請番号71番から100番、102番から112番、114番から130番、132番から178番、180番から234番について質疑を求めます。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号71番から100番、102番から112番、114番から130番、132番から178番、180番から234番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号、申請番号71番から100番、102番から112番、114番から130番、132番から178番、180番から234番を原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程9報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」 日程10報告第2号「農地法第4条（届出）」 日程11報告第3号「農地法第5条（届出）」 日程12報告第4号「経営者変更届」 日程13報告第5号「農地法第18条（通知）」 日程14報告第6号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の36頁から48頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。</p> <p>次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。</p> <p>次に、その他でございますが、何かありますか。</p>
事務局	<p>(事務局より事務連絡)</p>
議長	<p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第13回総会を閉会いたします。なお、12時から同会場で全員協議会を開催いたします。</p> <p>閉会（午前11時50分）</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番